（別紙）

工事請負変更契約書

１　工　　事　　名

２　工　事　場　所

３　契約変更の事項

宝達志水町建設工事標準工事請負契約約款（平成１８年宝達志水町告示第３３６号）第３６条を次のとおり変更する。

（前払金の使用等）

第３６条　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成２８年４月１日以降、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金　については、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

発注者と受注者との間に令和　　年　　月　　日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。この変更契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発　注　者　　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ１８番地

宝達志水町長　　　　　　　　　　　㊞

受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞